

平成27年第3回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成27年3月26日（木） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，
高井 章副学長，渡部 剛教授，千葉 茂教授，服部 ユカリ教授，
鈴木 裕教授，林 要喜知教授，千石 一雄教授，作宮 洋子教授，
立野 裕幸教授，久保 進事務局長

欠席者：吉田 貴彦教授

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，萩総務部長，小出教務部長，社本監査室長
大石総務課長，滝本企画広報評価課長，伊藤会計課長，西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成27年第2回（平成26年2月10日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 教員の人事について

（議事の進行上，議題1（1）に先立って報告事項の1．学長報告（1）について，学長から報告があった。）

（1）教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり教授候補者とすることが了承された。

（2）教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり教授候補者とすることが了承された。

（3）教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり教授候補者とすることが了承された。

（4）講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び資料1（事前配付資料4～8を配付済み）に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり，講師候補者の選考について了承

された。

(5) 助教等候補者の選考，配置換及び兼務発令について

本件について，学長から発議及び資料2（事前配付資料9～38）に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教等候補者の選考，配置換及び兼務発令について了承された。

2. 平成27年度臨床指導教授等の称号付与について

本件について，学長から発議及び事前配付資料39に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり臨床指導教授等の称号を付与することが了承された。

3. 平成27年度非常勤講師の任用について

本件について，学長から発議及び事前配付資料40に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

4. 客員講師の称号付与について

本件について，学長から発議及び事前配付資料41に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり称号を付与することが了承された。

5. 学内特別講師の称号付与について

本件について，学長から発議及び事前配付資料42に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり197名に対して学内特別講師の称号を付与することが了承された。

6. 教員の再任審査結果について

本件について，学長から発議があり，任期満了日が平成27年10月から平成28年1月末日までの8名から再任審査の申請があったこと。再任審査機関での審査結果は，資料3のとおり再任可となった旨の報告の後，審議の結果，これが了承された。

なお，再任を可とする再任審査結果通知書を8名の再任申請者に通知する旨学長から付言があった。

7. 麻酔・蘇生学講座教授候補者選考委員会委員の交替について

本件について，学長から，平成27年2月10日に開催された本評議会において，麻酔・蘇生学講座教授候補者選考委員会委員6名について承認されているところであるが，委員の交代を行うことになった旨説明があった。

審議の結果，資料4のとおり選考委員会委員の変更が了承された。

8. 平成27年度年度計画（案）について

本件について，学長から発議があり，滝本企画広報評価課長から，資料5に基づ

き、説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、平成27年度年度計画は、本年3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨学長から付言があった。

9. 教員の年俸制導入に伴う規程の制定等について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料6-1～2に基づき制定理由と概要について説明があり、審議の結果、教員の年俸制導入に伴う規程が原案のとおり了承された。

10. 職員懲戒規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで大石総務課長から、資料7に基づき改正理由と改正概要について説明があり、審議の結果、職員懲戒規程の一部改正が原案のとおり了承された。

11. 旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程（案）の制定について

本件について、学長から発議があり、次いで西田学生支援課長から、次のとおり説明があった。

- ①本学では、学則に規定する学生の懲戒に関しての取扱規程等は特に定めておらず、教務・厚生委員会が中心となり適切に対応してきたが、懲戒の基準や組織的な対応体制をより明確化して、学生に明示するため、学生懲戒規程を制定することが望ましいとの見解が示されたこと。
- ②本年4月に学校教育法施行規則が改正され、今後は学長が、学生の懲戒に関する適切な手続を定めることが義務づけられたこと。
- ③教務・厚生委員会で、新たな学生の懲戒に関する規程及び懲戒のガイドラインの案を検討し、大学院の修士・博士の各課程小委員会で意見聴取し、本学の成川顧問弁護士の助言を受け、事前配布資料4-3-1～3のとおり案を作成したこと。

引続き、西田学生支援課長から事前配布資料に基づき説明の後、審議の結果、学生の懲戒等に関する規程が原案のとおり了承された。

12. 「学校教育法」の改正及び学内規則の総点検実施に伴う学内諸規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで、萩総務部長から資料8-1～3に基づき説明の後、審議の結果、「学校教育法」の改正及び学内規則の総点検実施に伴う、学内諸規程の一部改正が原案のとおり了承された。

14. 連携と協力に関する協定の締結について

本件について、学長から、連携協力協定を締結したい旨の申し出があったことの説明があり、次いで、大石総務課長から資料10に基づき協定の内容について説明があった。その後、審議の結果、資料のとおり協定を締結することが了承さ

れた。

15. 図書館の24時間開館の見直しについて

本件について、学長から発議があり、次いで、藤尾図書館長から資料11-1に基づき、図書館運営の効率化を目的として、図書館の24時間開館を見直す旨の説明があった。次いで、樋口図書館情報課長から、資料11-2に基づき図書館利用規程の改正案について説明があった。

その後、審議の結果、資料のとおり図書館の24時間開館の見直しと、図書館利用規程の改正について原案のとおり了承された。

16. 国内研究員の受入れについて

本件について、学長から発議及び資料14に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり国内研究員として受入れることが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 教員の退職について

教員の退職予定者は、資料12のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1(1)に先立って行われた。)

(2) 医学部講師(学内)の発令について

資料13のとおり、平成27年4月1日付けで35名に対して医学部講師(学内)の発令を行う予定であること。

次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は、平成27年4月8日(水)午後2時45分から第二会議室において開催すること。